外部評価 論点整理 総論

1 「内容(手段)」の効果

- ① 「内容(手段)」で記載されている項目のうち、重要と思われるものについて、 その手段を実施したことに対し着実に効果がでているか。
- ② またその効果は適切に把握されているか。

2 「費用」と「活動指標」「成果指標」との関連

① 「費用」の推移と「活動指標」「成果指標」の推移とでバランスは取れているか。 たとえば、費用が増加しているのに、活動指標が減少しているような状況になっ ていないか、など。

3 「活動指標」「成果指標」の増減

- ① 活動指標、成果指標について著増減がある場合、その著増減理由は合理的か。
- ② 活動指標が増加しているにもかかわらず、成果指標が減少しているなど、指標 相互の関係について矛盾はないか。

4 「活動指標」「成果指標」の目標と実績との関係

- ① 目標が低すぎないか。
- ② 目標を軽くクリアしているのであれば、事業規模を縮小してもよいのではないか。

5 「事業実施における課題 等」の記載内容

- ① これから解決していかなければならないこと、これから取り組んでいかなければならないことが簡潔に記載されているか。
- ② 「成果指標」が悪化している場合に、そのことが課題として適切に記載されているか。
- ③ 解決の困難な大きすぎる課題が記載されていないか。

6 「判定理由」の記載内容

① 「方向性の判定」の根拠が適切に記載されているか。

7 「改善案 等」の記載内容

- ① 「事業実施における課題等」の記載内容と整合しているか。
- ② 実行可能な内容になっているか。

外部評価対象事業の論点及び判定の目安

1 ごみ排出指導事業 (廃棄物対策課)

市民や事業者にごみの分別排出とリサイクルの必要性を周知し、ごみの減量化及び再
資源化率の向上を図るため、分別方法等を記載したパンフレットの全戸配布や廃棄物
排出指導員による集積場や事業所の訪問指導を行っている。

・ パンフレット「資源・ごみの分け方と出し方」の全戸配布

主な内容

- ・「資源・ごみ収集カレンダー」の全戸配布
- ・ 廃棄物排出指導員2名によるごみ集積場や事業所での分別・排出指導
- ・ 排出指導用DVD (5か国語対応) の配布および貸出
- ・ 職員による出前講座や説明会の実施
- ・ 平成24年6月から「資源・ごみ収集日お知らせメールサービス」を開始

・ パンフレット・DVDの配布、指導員による分別・排出指導のそれぞれの効果と必要性をどう判断するか。 (現在の事業内容は、過剰か、適切か、不足していないか。効果が低いから止めるべきか。新たな取り組みが必要か。) ・ ごみ減量意識が低いと思われる単身者、市内転入者、外国籍市民等に対して現在の事業内容は、効果的なのものとなっているか。パンフレット等がそれらの対象者に届くようになっているか。

・ 成果指標の「再資源化率」は、目標値をほぼ達成しているが、事業規模を縮小しても良いか。

判 定 の 目 安		
	・パンフレット・DVDの配布、指導員による分別・排出指導など手段の充実等によ	
拡 充	り、ごみ排出指導体制を拡大すべきと判断する場合。	
	・さらに新たな指導を必要と判断する場合。	
担仆继体	パンフレット・DVDの配布、指導員による分別・排出指導など手段の増減に関わら	
現状維持	ず、全体事業費を現状規模で維持すべきと判断する場合。	
%± .i.	パンフレット・DVDの配布対象又は分別・排出指導対象や手段の絞込みにより、ご	
縮小	み排出指導体制を縮小すべきと判断する場合。	
廃 止	ごみ排出指導を廃止すべきと判断する場合。	

2 小牧市民まつり開催委託事業(生活交流課)

主な内容

- ・市民の憩いの催事として、市民・行政・企業が一体となった実行委員会に企画・運営を委託し、多くの市民に親しんでもらえる市内最大のイベントとして実施。
- ・会場は、小牧山会場、市民会館会場、駅前会場に分散。
- ・経費は、市からの委託料 (3,500 万円) に加えて、市内外の事業所から協賛金 (平成 23 年度 1,171 万円) により賄っている。
- ・小牧市において最大のイベントではあるが、事業規模は適正か。
 ・会場の分散化、参加者の固定化などが課題となっており、会場の配置、参加団体のあり方、パレードのルート変更などの議論が進められていることに対してどう思うか、また、魅力あるまつりにするためにさらに見直しの検討が必要と思うか。

判定の目安		
拡 充	まつりの規模を拡大すべきと判断する場合。	
現状維持	まつりの規模を現状規模で維持すべきと判断する場合。	
縮小	まつりの規模を縮小すべきと判断する場合。	
廃 止	小牧市民まつりを廃止すべきと判断する場合。	

3 納税推進事業(収税課)

市税の収納率を高め、税収を確保するため、口座振替制度やコンビニ納税の活用を促進するほか、オペレータによる電話催告を行うなど、納税を推進している。 ・口座振替を推奨するため、ダイレクトメール送付、記念品の贈呈を実施 ・キャッシュカードで手続きができる口座振替受付サービスを導入 ・電話催告オペレータ(3 名)による電話催告を実施 ・納税推進員(9 名)による訪問徴収を実施 ・徴収指導員(1 名)による徴収職員への徴収指導を実施

・休日納付相談・納付窓口を開設(毎月第2・4日曜日)

	・他市の収納率と納税推進事業の比較などから、事業内容として、どのように判断す
	るか。(現在の事業内容は、過剰か、適切か、不足していないか。効果が低いから
	止めるべきか。新たな取り組みが必要か。)
	・簡単便利な納税方法として口座振替による納税を推奨しているが、口座振替の加入
	率が伸びない理由を市は把握しているのか。(結果として何らかの見直しが必要
論点	カゝ?)

判 定 の 目 安		
	・口座振替勧奨のダイレクトメールの送付・記念品の贈呈、オペレータによる電話催	
拡充	告などの納税推進体制を拡大すべきと判断する場合。	
	・さらに新たな取り組みを必要と判断する場合。	
TE 化染料	口座振替勧奨のダイレクトメールの送付・記念品の贈呈、オペレータによる電話催告	
現状維持	等を現状規模で維持すべきと判断する場合。	
% ± .1.	口座振替勧奨のダイレクトメールの送付・記念品の贈呈、オペレータによる電話催告	
縮小	など納税推進体制を縮小すべきと判断する場合。	
r ok ₁L.	口座振替勧奨のダイレクトメールの送付・記念品の贈呈、オペレータによる電話催告	
廃止	等を全て廃止すべきと判断する場合。	

4 交通安全推進事業(交通防犯課)

市民の交通安全に対する意識の向上のため、年4回の交通安全運動キャンペーンのほ
か、子どもや高齢者等に対して交通ルールの遵守と正しい交通マナーを学ぶ交通安全
教室等を実施している。
t and the second of the second

主な内容

- ・交通安全キャンペーン・交通安全教室の開催
- ・運転免許証自主返納支援事業の実施
- ・補助金(愛知県交通安全協会小牧支部補助金、学区交通安全推進協議会補助金)の 交付
- ※ 交通安全施設の整備は、道路課で実施

・通安全キャンペーンや交通安全教室の開催、補助金の交付などのそれぞれの効果と必要性をどう判断するか。(現在の事業内容は、過剰か、適切か、不足していないか。効果が低いから止めるべきか。新たな取り組みが必要か。) ・補助金(愛知県交通安全協会小牧支部補助金、学区交通安全推進協議会補助金)は、何に使われているのか。

	判定の目安
	・交通安全キャンペーンや交通安全教室の開催回数・啓発品の充実、補助金の増額な
拡 充	ど、推進体制を拡大すべきと判断する場合。
	・市民の交通安全に対する意識の向上のため、新たな取り組みを必要と判断する場合。
担仆继持	交通安全キャンペーンや交通安全教室、補助金の交付などの推進体制を現状規模で維
現状維持	持すべきと判断する場合。
縮小	交通安全キャンペーンや交通安全教室の開催回数、啓発品等の縮小、補助金の減額な
利用 / J、	ど、推進体制を縮小すべきと判断する場合。
r j e ≀L	交通安全キャンペーンや交通安全教室の開催、補助金の交付など全て廃止すべきと判
廃止	断する場合。

5 市民相談事業(生活交流課)

市民相談、	行政相談、	法律相談を実施し、	多様化する市民生活の悩みを解決に導くた
めに、それ	いぞれの相談	炎に応じ、必要な助	言や相談先等の情報を提供する。

・市民相談…市民相談員によるよろず相談

主な内容

- ・行政相談…総務省から委嘱された行政委員による相談
- ・法律相談…弁護士による相談
- ・7月から「市民総合相談案内」を開設し、直通電話を設置
- ※消費生活相談は別の事業により実施

	・本事業による現在の市民相談体制(市民相談、行政相談、法律相談)は、満足でき
	る内容であるか。(市民ニーズに即した日数、時間、場所等であるか。)
	・市民が相談しやすくなる改善点は何か。
論点	

			判定の目安
	拡	*	相談内容の種類、相談員数、開催日数、時間帯など市民相談体制を拡大すべきと判断
	104	兀	する場合。
	111年	1.11.646.44	相談内容の種類、相談員数、開催日数、時間帯など市民相談体制を現状規模で維持す
	現状維持		べきと判断する場合。
Ī	经	ıl.	相談内容の種類、相談員数、開催日数、時間帯など市民相談体制を縮小すべきと判断
	利白	庿 小	する場合。
	廃	此	市民相談を廃止すべきと判断する場合。

6 再資源化啓発事業(リサイクルプラザ)

	資源のリサイクルの重要性を啓発するため、リサイクルプラザのプラザハウスにおい
	 て、空きびん・牛乳パックなどを利用した各種体験教室やガラス細工やステンドグラ
	 スを作る体験教室等を行っている。
	│ │・常設体験教室(空きびんを利用したとんぼ玉、サンドブラスト、牛乳パックを利用
	した紙すき)
主な内容	・定期体験教室(空きびんを利用したガラス細工、ステンドグラス)
	・特別体験教室(布ぞうり作り等)
	・おもちゃ病院の開設・廃食油せっけん作り(月1回)
	・古着・古本リユースデー(年2回)
	・全ての教室等について自己負担なし
	・指導員3名、施設管理3名の計6名で管理。

	・各種体験教室の参加者数が毎年減っている状況をふまえ、テコ入れすべきか、現状
	どおりとするか、縮小すべきか。どのように判断するか。
	・民間委託をすることで、民間の運営ノウハウを取り入れるなど、運営のあり方を見
	直すことが必要ではないか。
	・空きびん・牛乳パックなどを利用した各種体験教室などが本当に再資源化啓発につ
74 E.	ながっているか。
論点	

判定の目安	
44 /. -	各種体験教室の開催回数や種類を増やすなど、啓発の規模を拡充すべきと判断する場
拡充	合。
現状維持	各種体験教室の開催など、啓発の規模を現状規模で維持すべきと判断する場合。
始 小	各種体験教室の開催回数や種類を減らすなど、啓発の規模を縮小すべきと判断する場
縮小	合。
廃 止	再資源化啓発を廃止すべきと判断する場合。

7 市民活動推進事業(協働推進課)

主な内容

市民及び市民団体等に自主的・自立的な行動を促すことにより、市民協働によるまちづくりを活性化するため、市民活動センターを設置して、市民活動に関する様々な学習会や意見交換会の企画運営、相談窓口業務等を行っている。また、市民活動を活性化するため、非営利で公益的な事業に対して助成を行っている。

市民活動センター管理運営業務として、講座・セミナーの開催等を委託している。

論点

- ・事業内容・事業量が自主的・自立的な市民活動を促すことができるものとなっているか。 (現在の事業内容は、過剰か、適切か、不足していないか。新たに協働を牽引・誘発するような制度を創設する必要はないか?)
- ・どの団体がどのような活動を行ってどのような効果が出ているか。市は把握しているか。

類定の目安 拡充 ・委託業務 (講座・セミナー)の開催回数や市民活動助成金の対象団体数・金額の拡大など推進体制を強化すべきと判断する場合。 現状維持 環状維持 委託業務 (講座・セミナー)の開催回数や市民活動助成金の対象団体数・金額等を現状規模で維持すべきと判断する場合。 縮小 委託業務 (講座・セミナー)の開催回数や市民活動助成金の対象団体数・金額の縮小など推進体制を縮小すべきと判断する場合。 廃止 委託業務 (講座・セミナー)の開催回数や市民活動助成金を全て廃止すべきと判断する場合。

8 民間木造住宅耐震改修促進事業(建築課)

地震発生時における建築物倒壊等による災害を軽減し、市民の安全のために、木造住 宅の無料耐震診断及び耐震改修に対する補助を行っている。

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅が対象
- ・市が助成を行うことにより、国、県の助成がされる。(市が助成を廃止した場合は、 国、県の助成も廃止されることになる。)

主な内容

- ・「耐震診断」は、国 50%、県 25%、市 25%負担するため無料。
- ・「耐震改修」は、「耐震診断」で耐震性が不足していると判定されたものが対象
- ・「耐震改修」は、上限 90 万円を限度に助成(国 50%、県 25%、市 25%負担。ただし、国の補助が 50%に満たない場合は、市が負担。)
- ・「耐震改修」の上限額90万円を超えて上乗せ補助を実施しようとする場合は、全て市の負担となる。

論点

・耐震改修については、本事業により補助があるものの、多額の自己負担を伴うものであることから、耐震診断から耐震改修に結びついていない。この状況をどう考えるか。(現在の補助額では少ないので増額すべきか、補助額は十分な額なので、これで申請件数が少なければ事業を縮小すべきか。現在の補助額のままとしPRを進めるべきか。)

判定の目安	
拡充	「耐震改修」の補助限度額の引き上げ(市の単独補助の拡大)など、事業の規模を拡大
	すべきと判断する場合。
	※「耐震診断」は、国 50%、県 25%、市 25%で負担し、申請者の自己負担がないため、
	拡大の余地がない。
現状維持	「耐震診断」、「耐震改修」共に現状規模で維持すべきと判断する場合。
始 小	「耐震改修」の補助限度額の引き下げ(市の単独補助の縮小)など、事業の規模を縮小
縮小	すべきと判断する場合。
廃止	「耐震診断」、「耐震改修」の全てを廃止すべきと判断する場合。

9 いじめ・不登校対策事業 (学校教育課)

主な内容

不登校児童生徒に学校復帰の支援を行い、学校生活への適応のため、適応指導教室の 運営や不登校児童生徒訪問指導員を派遣している。また、新たな不登校児童生徒を生 まないように、学校カウンセラーの派遣や心の教室相談員の配置を行っている。さら に、いじめ・不登校対策連絡会を開き、事例研究や情報交換を行っている。

	・不登校発生率が増加しているが、本事業は、いじめ・不登校対策として効果がある
	内容・量となっているか。
	・不登校児童生徒数や適応指導教室の入室者が増加した要因はどのようなことか。そ
	の要因に対応できているか。
	・23年度の活動指標「不登校児童生徒訪問回数」が前年度より大幅に減り、成果指
	標「不登校発生率」は上がっている。「不登校発生率」は増加傾向であるのに、活
3A L-	動量を減らしたことをどう判断するか。
論点	

判 定 の 目 安	
拡充	・適応指導教室、不登校児童生徒訪問など、いじめ・不登校対策の規模を拡大す
	べきと判断する場合。
	・新たないじめ・不登校対策が必要と判断する場合。
現状維持	適応指導教室、不登校児童生徒訪問など、いじめ・不登校対策の規模を現状規模で維
	持すべきと判断する場合。
经 。	適応指導教室、不登校児童生徒訪問等の全部、又はいずれかを縮小するなど、いじめ・
縮小	不登校対策の規模を縮小すべきと判断する場合。
廃止	適応指導教室、不登校児童生徒訪問等全てを廃止すべきと判断する場合。

10 介護予防支援事業(長寿介護課)

主な内容

65 歳以上ひとり暮らし高齢者及び 65 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、安否確認と栄養バランスの取れた食事の提供を目的に昼食の配達を行う「食の自立支援事業」を実施するほか、施設での給食、入浴、日常動作訓練などの「デイサービス事業」を実施することにより、仲間との交流や軽度の介護を通じて、孤独感の解消、自立生活の助長や要介護状態になることからの予防を行う。

- ・食の自立支援事業…1 食当たり 300 円
- ・デイサービス事業…1 日当たり 400 円

論点

- ・利用者数が少なく、1人当たりの経費が高額であるが、事業内容について、どのように考えるか。(より多くの人の利用を促す、あるいは経費を縮減するなど効率的な事業展開を行う。)
- ・食の自立支援事業、デイサービス事業はいずれも、民間でも実施している事業だと 思うが、市がやらなければいけない事業か。

・「食の自立支援事業」、「デイサービス事業」の全部、又はいずれかの拡大に伴い介護 予防の規模を拡大すべきと判断する場合。 ・新たな介護予防支援事業が必要と判断する場合。

現状維持

「食の自立支援事業」、「デイサービス事業」の各事業費の増減に関わらず、全体事業費を現状規模で維持すべきと判断する場合。

目 安

縮小

「食の自立支援事業」、「デイサービス事業」の全部、又はいずれかの縮小に伴い介護予防の規模を縮小すべきと判断する場合。

廃 止 「食の自立支援事業」、「デイサ―ビス事業」を全て廃止すべきと判断する場合。

判定の

11 成人保健健康診査事業(保健センター)

	がんや生活習慣病の早期発見、早期治療のため、胃がん・大腸がん・乳がん・子宮が
	ん・肺がん・前立腺がん等の個別検診、集団検診を実施している。
主な内容	・個別検診…胃がん、大腸がん、子宮がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、胸部 X 線検
	診
	・集団検診…胃がん、大腸がん、子宮がん、肺がん、骨粗しょう検診

	・他市との比較などから、事業内容として、各個別検診及び集団検診の種類、対象者、
	受益者負担額、減免などが適当かどうか。
	・平成 21 年度から特定の年齢に達した女性に対する女性特有のがん検診が、平成 23
	年度から特定の年齢に達した市民に対する大腸がん検診が無料となっている。今
論点	後、無料検診を拡大させていくべきか。受益者負担を求めるべきか。

判定の目安	
拡充	・各個別検診及び集団検診において、検診の種類、対象者など健康診査体制を拡大す
	べきと判断する場合。
	・無料検診を拡大すべきと判断する場合。
担仆然特	・各個別検診及び集団検診の増減に関わらず、全体事業費を現状規模で維持すべきと
現状維持	判断する場合。
	・各個別検診及び集団検診において、検診の種類、対象者など健康診査体制を縮小す
始 小	べきと判断する場合。
縮小	・無料検診を止め、受益者負担を求めるなど市負担事業費を縮小すべきと判断する場
	合。
廃 止	・個別検診及び集団検診を全て廃止すべきと判断する場合。

12 子ども医療扶助事業(保険年金課)

・子どもの健康の保持増進と保護者の経済的負担を軽減するために、子どもを産み育 てやすい環境整備の一環として、15歳となる年の年度末までの医療費の自己負担分 を助成することで子どもが必要な医療を受けられるようにしている。 ・県の補助事業に、市が上乗せして補助している。 ・小学校入学までの通院医療費及び中学3年生までの入院医療費は県補助金の対象で、

県が1/2を支払う。それ以外は、市の単独事業となる。

	・本市の事業内容について、他市と比較して、どのように評価するか。
	・受給者数がほぼ横ばいであるのに、受診件数が増加していることをどう判断するか。
	増加の要因は何か。
論点	

判定の目安	
拡充	対象年齢の引き上げや対象とする医療費の拡大など、扶助の規模を拡大すべきと判断
1仏 九	する場合。
	対象年齢や対象とする医療費をそのままで実施すべきと判断する場合。
現状維持	※次年度に対象者が自然に増減することに伴う事業費の変化については、「現状維持」
	とする。
始 小	対象年齢の引き下げや対象とする医療費の縮小、自己負担の拡大など、扶助の規模を
縮小	縮小すべきと判断する場合。
廃 止	子ども医療扶助を廃止しようとする場合。 (市単独事業分)

13 スポーツセンター運営事業(まなび創造館)

主な内容

スポーツを通じた市民の体力及び健康の増進のために、まなび創造館内のアリーナ等の施設の貸出を行っている。また、スポーツセンターの管理運営を委託し、トレーニングジムやフィットネススタジオの各種プログラム・テニス・子どもバレエ・エアロビクス等の各種スポーツ教室を開催している。

	・現在は、民間事業でもスポーツ教室は気軽に参加できるようになっており、市が直
	接運営する意義はあるのか。
	・パークアリーナ小牧のトレーニングジム等と重複した施設であり、統廃合や、一元
	管理により、経費節減はできないか。
⇒∧ ⊢	
論点	

判定の目安	
拡 充	フィットネススタジオ、トレーニングジム、各種教室の日数・内容の充実など、運営
	規模を拡大すべきと判断する場合。
坦小冰井	フィットネススタジオ、トレーニングジム、各種教室の日数・内容を現状規模で維持
現状維持	すべきと判断する場合。
% . I.	フィットネススタジオ、トレーニングジム、各種教室の日数・内容の縮小など、運営
縮小	規模を縮小すべきと判断する場合。
廃止	スポーツセンター運営を廃止すべきと判断する場合。

14 小中学校等環境整備事業(教育総務課)

主な内容

学校及び幼稚園の施設環境を良好に保つため、小中学校(25 校)及び幼稚園(1園)を、作業員が巡回し、棚・合唱台・ざら板等の作成、廊下壁の塗装や教室の扉等の補修、不要備品等の解体、遊具・体育用具等の塗り替えや側溝等の清掃を行っている。

- ・民間に委託し、作業員の派遣を受ける事業である。
- ・作業員は2人1班で、8ヶ月間巡回している。

・生徒、PTAを含め、学校自身が取り組むべきことまで、民間から派遣された作業 員が行う体制となっていないか。

・それぞれの備品等を正規に発注(既製品を購入)した方が、費用対効果が高いのではないか。

判 定 の 目 安	
拡 充	作業人数、回数を増やすなど、事業規模を拡大すべきと判断する場合。
現状維持	作業人数、回数等をそのままで実施すべきと判断する場合。
縮小	作業人数、回数を減らすなど、事業規模を縮小すべきと判断する場合。
廃止	作業員の派遣を中止すべきと判断する場合。

15 緊急通報体制等整備事業(長寿介護課)

主な内容

65歳以上のひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や、不安の解消のため、ひとり暮らし高齢者宅の「緊急通報装置の設置」と「煙感知警報器の設置」を行っている。

- ・ 緊急通報装置の設置、煙感知警報機の設置ともに所得制限なし。
- ・ 緊急通報装置の設置、煙感知警報機の設置ともに自己負担なし。

- ・今後、単身高齢者が増加する中で、現状の事業内容のまま継続して良いか。
- ・地域の力を活用し、緊急通報体制を強化する手法はないか。
- ・煙感知警報器の設置は消防法により設置が義務付けられており、単身高齢者宅に無料で煙感知警報器を設置するのは、公平性に欠けるのではないか。購入は自己負担とし、取り付けは市や地域で実施するなど改善の余地があるのでないか。(数年後に年齢要件を満たすことが分かっている場合、自己負担で設置するのをためらうこともあるのではないか。)

	判 定 の 目 安
拡充	・「緊急通報装置の設置」、「煙感知警報器の設置」の全部又はいずれかを拡大し、
	全体事業費を拡大すべきと判断する場合。
	・対象年齢の引き下げ、又は対象者の拡大(ひとり暮らし高齢者以外)など事業規模
	を拡大すべきと判断する場合。
現状維持	・対象年齢や対象者をそのままで実施すべきと判断する場合。
	※次年度に対象者が自然増加することに伴う事業費の拡大については、「現状維持」
	とする。
縮小	・「緊急通報装置の設置」、「煙感知警報器の設置」の全部、又はいずれかを縮小・
	廃止し、全体事業費を縮小すべきと判断する場合。
	・対象年齢の引き上げなど事業規模を縮小すべきと判断する場合。
	・購入費の一部補助に切り替える場合。
廃止	・「緊急通報装置の設置」、「煙感知警報器の設置」の全てを廃止すべきと判断する
	場合。

16 雇用対策事業(商工観光課)

主な内容

勤労者に対しての雇用の安定と福祉の向上のため、また、求職者・求人者に対しての 就業促進のため、市内事業所に就職した学卒者を対象に「新卒就職者激励会」を実施 するほか、「ふるさとハローワーク」を開設し、求人情報の提供、職業相談等を行っ ている。

・国のハローワークを利用する場合は、小牧市にはなく、春日井市に行く必要がある。

- ・新卒就職者激励会は、雇用対策、勤労者福祉の面から、必要な事業であるか。この 事業が開始された時から、かなりの年数が過ぎており、社会環境も大きく変わって きているので、あり方を見直す必要があるのではないか。
- ・ふるさとハローワークに多くの市民が訪れる状況ではあるが、国のハローワークと 同じ内容であるため、費用対効果をどう考えるか。

判定の目安		
拡充	「新卒就職者激励会」、「ふるさとハローワーク」の全部又はいずれかを拡大し、全体事	
	業費を拡大すべきと判断する場合。	
現状維持	「新卒就職者激励会」、「ふるさとハローワーク」の各事業費の増減に関わらず、全体事	
	業費を現状規模で維持すべきと判断する場合。	
縮小	「新卒就職者激励会」、「ふるさとハローワーク」の全部、又はいずれかを縮小・廃止し、	
	全体事業費を縮小すべきと判断する場合。	
廃止	「新卒就職者激励会」及び「ふるさとハローワーク」の全てを廃止すべきと判断する場	
	合。	

模擬 1 英語活動教育推進事業 (学校教育課)

主な内容

国際理解教育を促進し、児童生徒が英語に親しむとともに、英語によるコミュニケーション能力向上のため、市内全小中学校で、外国人専任英語指導講師による英語指導業務を行っている。また、小牧市英語教育推進委員会において、英語教育及び外国語活動の研究・検討をすすめている。

	・小中学校の英語指導における外国人専任英語指導講師の効果として、児童生徒の英
	語によるコミュニケーション能力向上につながっていると判断できるか。
	・最近ではテレビ、ラジオ、インターネット等でネイティブな英語に触れる機会が多
	いので、外国人専任英語指導講師でなくても日本人教師の指導で良いのではない
論点	か。

判定の目安		
拡充	英語指導の内容、指導回数、講師数の充実など、活動規模を拡大すべきと判断する場	
	合。	
現状維持	英語指導の内容や指導回数、講師数など、活動規模を現状規模で維持すべきと判断す	
	る場合。	
縮小	英語指導の内容、指導回数、講師数、指導方法の見直しなど、活動規模を縮小すべき	
	と判断する場合。	
廃止	小中学校での英語指導を廃止すべきと判断する場合。	

模擬2 ごみ減量化啓発事業 (廃棄物対策課)

主な内容

市民や事業者に対するごみ減量化の推進のため、パンフレット等を配布し、啓発を行っている。特に転入者や集合住宅の入居者に対しては、市民課や集合住宅の管理会社を通じて啓発を行っている。

- ・ごみ減量化に関するパンフレット等の作成・配布
- 環境フェア等のイベントの際の啓発活動

- ・現在の啓発内容の効果と必要性をどう判断するか。 (現在の事業内容は、過剰か、 適切か、不足していないか。効果が低いから止めるべきか。新たな取り組みが必要 か。)
- ・ごみ減量の普及啓発は新聞やテレビ等でも広報されているので、ほとんどの市民は 十分理解しており、費用対効果などを踏まえると、全市民を対象とするような一般 的な啓発パンフレットについては、効果が低いのではないか。

判定の目安		
拡充	・パンフレット・教材の作成・配布、環境フェア等のイベント参加など、啓発規模を	
	拡大すべきと判断する場合。	
	・新たな啓発活動を必要と判断する場合。	
現状維持	パンフレット・教材の作成・配布、環境フェア等のイベント参加など、各事業費の増	
	減に関わらず、啓発規模を現状規模で維持すべきと判断する場合。	
縮小	パンフレット・教材の作成・配布、環境フェア等のイベント参加など、啓発規模を縮	
	小すべきと判断する場合。	
廃止	パンフレット・教材の作成・配布、環境フェア等のイベント参加の全てを廃止すべき	
	と判断する場合。	